

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館 学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

ミクロネシアの養取慣行：
族制，土地所有，分配体系との関連で

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 国立民族学博物館, National Museum of Ethnology 公開日: 2010-02-16 キーワード: 作成者: 須藤, 健一 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00004606

ミクロネシアの養取慣行
——族制，土地所有，分配体系との関連で——

須藤 健 一*

Adoption Customs in Micronesia

Ken-ichi SUDO

This is a preliminary report and consideration of adoption customs in Micronesia. An attempt is made to clarify the realities and functions of this custom in relation to the family-kinship organization, land tenure system and economic mechanism in several Micronesian societies, such as Palau, Yap, Truk (Romonum, Ulul), Ponape (Ponape, Mokil, Kapingamarangi) and Marshall (Majuro, Bikini).

For a comparative study of adoption customs in these societies, seven points are proposed as indexes for analysis: i.e. (1) characteristics of the corporate group concerned, (2) meanings of native terms which show 'adoption', (3) motivations and factors of adoption, (4) procedure of adoption practice, (5) relationship between adopted children and adoptors, (6) relationship established through adoption among kin groups, and (7) status of adopted children. These indexes are provided, to help grasp adoption customs at the level of kinship study or descent theory.

An examination of bibliographic data on Micronesian adoption customs makes it clear that:

1. Adoption for the purpose of acquiring an heir (or heiress) is closely related with the tendency that the size of a corporate group is reduced and also that lands are privately owned by individuals.
2. Adoption is based on the social view that everyone should ideally have a sibling of opposite sex and that a married couple comes to acquire social status as adults by fostering at least one child.

* 国立民族学博物館第3研究部

3. In most cases, adoption is made between consanguineal kinsmen, and it commonly functions as a factor of economic support for those kinsmen with many children.
4. Adoption never changes clan membership, nor does it produce any new kinship relation.

It seems that the approach from the standpoint of descent theory is not satisfactory to fully understand the Micronesian adoption customs with the above-mentioned characteristics.

In the latter half of this paper, the writer examines the data which he obtained through fieldwork among the Ulul Islanders. An analysis of his data makes it possible to point out the presence of a structural relation between the adoption customs and the traditional distribution system. For a further understanding of adoption customs in Micronesia, emphasis must be placed on the aspect that they also functions as one of the cultural paraphernalia which keeps the balance of "wealth" in a society.

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| I. はじめに | (家族) |
| II. ミクロネシア諸社会の養取慣行 | 2. 家族構成員の住み分けと役割分担 |
| 1. 事例研究 | 3. 養取の実態(動機・手続き) |
| 2. まとめ—比較・検討— | 4. 養親と養子の権利・義務関係 |
| III. トラック・ウルル島の養取慣行 | 5. まとめ |
| 1. ainang(母系出自集団)と curha | IV. むすびにかえて |

I. はじめに

オセアニア地域には、子供が生物学上の父・母以外のものに引き取られて養育されるという慣行が、ひろく分布していると指摘されてきた¹⁾。しかしながら、その慣行についての実証的・理論的研究成果が発表されるようになったのは、ここ10数年のことである。それまでは、個々の民族誌や調査報告書の一部で、断片的に記述されるに過ぎなかった。1964年度のアメリカ人類学会年会(The annual meetings of the American Anthropological Association)で「東オセアニアにおける養取」(Adoption in Eastern Oceania)と題するシンポジウムがもたれたが、前述したような研究状況からみて、このシンポジウムの意義は大きい。オセアニア地域の養取慣行を社会人類学的視点から総合的に取りあつかったと同時に、一定地域に焦点をあてて比較研

1) この問題に関しては、[LOWIE 1930]を参照されたい。

究を試みたからである。

また、このシンポジウムと前後して、養取および養育慣行をテーマとする個別社会の理論的研究がなされ、その成果が発表されてきている [KAY 1963; LAMBERT 1964; 石川栄吉 1965; KEESING 1967, 1970; MONBERG 1970; BRADY 1976]²⁾。このように、オセアニアにおける養取慣行研究の理論的進展への緒口をつくったという意味でも、シンポジウムの与えた影響は大きい。そこで提出された東オセアニア（ポリネシア、ミクロネシア、メラネシア島嶼部）の養取慣行をテーマとする論文は、1967年、カリフォルニア大学で再度討論の機会を経て、論点が整理され、1970年 Vern CARROLL (ed.), *Adoption in Eastern Oceania* として刊行された³⁾。

Carroll は、それに掲載された13の社会における養取慣行の実態と機能を比較・検討した。その結果、それらのすべての社会に共通する養取の概念を求めると、ほかの親の子供を自分自身の子供としてひきとる慣習的・選択的手続きをきわめて抽象的に仮定する以外に方法がないと述べている [CARROLL 1970a: 3]。さらに、オセアニアの養取とアメリカ合衆国のそれとを比較して、その相違点が顕著なことから、養取 (adoption) という term を分析の道具として安易に用いることへの疑問を投げかけている [CARROLL 1970a: 7]。Carroll が提示した問題は、一定の地域内においても、複雑・多様な様相を示す養取慣行を比較する場合、比較の規準を量的にも質的にも明確にすることと、分析用語を使用する際に、一定の枠を設定する必要があるということである。

他方、オセアニアの養取慣行に眼が向けられた時期に、アフリカ研究者である Jack Goody は、アフリカ社会における養取の稀少性の問題をとりあげた [GOODY 1969]。Goody は、その社会経済的要因を、伝統的なユーラシア社会（ローマ、ギリシア、ヒンズー・インド、中国）の養取との比較をとおして求めている。とくに、財産相続の方法と出自集団への帰属とに関連させて養取のメカニズムを把握し、興味深い仮説を提示している⁴⁾。

本稿では、比較的共通の文化基盤を有するミクロネシア、とりわけ、カロリン、マーシャル諸島における養取慣行の比較を試み、この地域に特徴的な養取慣行の諸相を浮き彫りにすることを目的とする。

ここで、養取慣行を考察する場合の筆者の指標を明確にしておく。オセアニアの研

2) adoption, fosterage の訳語として、養取、養育の用語をそれぞれ用いる。また、養取される子供には養子、生物学上の父母には実親、養い育てる親には養親の語をそれぞれあてる。

3) Brady [1976] は、ここに提出された問題を考慮して、オセアニア地域の養取・養育慣行を親族組織、土地所有と関連づけて展開している。

4) J. Goody 論文の紹介とその問題点の指摘は、[松園 1972] を参照されたい。

究者 W. H. Goodenough は、多様な内容を包含している養取を、親であることによってもつ諸権利・義務の移譲と見なすことによって有益な分析結果が得られると主張している [GOODENOUGH 1970: 391-410]。この視点は、財産の相続や家長権などの継承のように、一定の時点（死とか遺言など）でその行為の完了が明確になる諸権利の移譲に関しては有効である。しかしながら、オセアニアの養取慣行のように、養取行為の完了時点が明らかでなかったり、諸権利の譲渡と判定する規準が不明確であったりするものに関しては Goodenough の視点の有効性について問題があるように思われる。Goody は、アフリカ社会（とくにカラハリ砂漠以南）に養取が少ないのは、集団構成上のことであると、次のように説明している。土地が比較的豊富にあり、土地利用が粗放であり、土壌の質と技術レベルが低いことから生産力には限界がある。こうした状況下では、基本的な土地資源の譲渡を一定の範囲内に限定させるような圧力はかからない。子（母系社会では姉妹の息子）がいないときは、兄弟やオイが財産を相続できる。lineage は潜在的な相続人を提供することができるから、相続人を得る手段としての養取は、一般に不必要となる。また、アフリカのような技術レベルでは、子供の数が多きほど、親の財産がふえ、人間のあたま数は耕作する土地におとらず大切になるから、相続人の数をへらすための努力は不要である。アフリカ社会には、levirate や寡婦相続、fostering（養育——養取のように永久的移籍とはならない）がひんぱんに行なわれるが、それらは財産相続人の確保を主たる目的とはしていない。相続人はいつでも出自集団内で用意されているからである。つまり、ユーラシアでの養取と比較すると、アフリカでは、養育や一夫多妻制や「団体的」相続（‘corporate’ inheritance）が、養取の機能にとってかわっている [Goody 1969: 72-76]。この Goody の説明は、松園が指摘しているように、アフリカ社会の養取についての実証的な事例研究が皆無といってよい現状で、その稀少性を強調し過ぎる観がしないでもない [松園 1972: 28-29]。しかしながら、土地利用に起因する集団構成上の特徴が養取を必要としないとする視点は、養取がひんぱんに行なわれるオセアニア社会を考察するうえで、一つの手掛りを与えてくれるように思われる。オセアニアでは、土地の相続と関係しない養取の存在が指摘されているからである。

筆者は、異なる社会の養取慣行の比較を試みる場合、まず個別社会におけるその特徴的性格を把握する必要があると考える。それは単に養取慣行の解明という側面からのアプローチだけでなく、一社会においてもその慣行のもつ意味、果たしている機能を、他の諸制度（家族、親族、経済機構など）と関連づけて考察するということである。しかし、現在のところ筆者の入手している養取に関するデータが、それに応えるには、

十分でないことを最初に断っておきたい。筆者は、ミクロネシアの養取慣行の実態と機能に、前述した視点からアプローチする上で、とくに次の諸点に留意した。

- (1) 個人が属している corporate group⁵⁾ の性格。
- (2) 養取を表わす現地語の意味内容。
- (3) 養取の動機および要因。
- (4) 養取行為の手続き過程。
- (5) 養子と養親の関係および両者間の権利・義務。
- (6) 養取を契機に成り立つ養親（親族集団）と実親（親族集団）との関係および両者の権利・義務。
- (7) 養子の地位。

(1)～(7)にあげた比較の指標は、個別社会において、どのようなやり方で子供が養取され、誰が子供を養取し、何のために子供が養取されるかという側面に焦点をあてるためのものである。それらの諸側面での具体的な事例考察をとおして、養取された子供の親族集団ないし出自集団へのくみ込まれ方、土地所有を基礎とする経済機構との関連において、ミクロネシアの養取慣行の特徴が明らかになるであろう。前述したように、1960年代に、オセアニアにおける養取慣行の実証的・理論的研究への途が開けたものの、その視点、方法論において、各研究者に共通の土台が築かれるにいたっていない。その意味で、本稿はオセアニアの養取慣行を解明する一試論の域をでるものではない。

なお、本稿であつかう基礎資料は、V. Carroll 編集による *Adoption in Eastern Oceania* に掲載された論文、民族誌、調査報告書、および筆者の調査資料に基づいている⁶⁾。

Ⅱ. ミクロネシア諸社会の養取慣行

1. 事例研究

ミクロネシアの養取慣行の実態と、その機能を、下記7社会の事例考察をとおして

5) corporate group の概念規定は、多くの研究者によってなされた [WEBER 1947; FORTES 1953; BEFE & PLOTNICOV 1962; GOODY 1968 など]。本稿では、J. Goody の見解である財産共有体としての集団の意味に用いる。

6) 筆者は、1974年9～12月、アメリカ信託統治領ミクロネシア、Truk District, Ulul 島で社会人類学的調査に従事した。これは沖縄国際海洋博覧会・海洋文化館の展示品収集業務の一環としてなされたものである。資料収集の基礎になった言語は、日本語と英語である。

解明するのが本章の目的である。そして、それらの社会における養取の特徴を把握すると同時に、ミクロネシア地域における養取の変異を明らかにする意図も含まれている。ここであつかう7社会の資料は、収集年代および内容に差異・精粗があり、事例考察もその制約を免がれ得ない。事例研究の対象とする社会は、Truk 諸島の Romonum 島、Ponape 島、Ponape 離島の Mokil 環礁、Yap 島、Polynesian outlier の Kapingamarangi 環礁、Marshall 諸島の Majuro 環礁と Bikini 環礁、そして Palau 島である。

事例 I Romonum 島の場合⁷⁾

Romonum 島で、養取を表わす現地語は mwüümwü で、元来「引き離す」とか「きずなを切り裂く」の意味である。実際の用法としては、実親（ないし生存している彼らの親族）が、子供を自分自身の子供として育ててくれる養親夫婦に引きわたす状況を指すのに用いられる。これは、養育 (fostering) を表わす túmwúnúúw と意味上区別され、二組の親のあいだの契約で、実親が養親に子供だけでなく、彼らのもっている子供に対する権威とか支配力をも譲り渡す慣行だとされている。

Romonum 島の土地その他の財産共有体としての単位は、jeterenes ないしは cö と呼ばれる最上世代者から4～5世代上の女性先祖まで系譜関係を共通にたどれる子孫よりなる母系出自集団 (matrilineage) である。しかし、実際に、corporate group として機能する単位は、2～3世代間の lineage 成員で構成される。この集団は、各世代の兄弟姉妹が核となるが、妻方居住の婚姻形態をとるため、姉妹と彼女らの夫および子女、未婚の男性が居住単位となる [GOODENOUGH 1951: 65-91]。

この島の養取は子供を対象としてなされ、総人口520人に対し、養子数57人で、10.9%の割合になる。養取例57は次のような理由でなされた。

- (1) 病気によって親を失った子供に親を与える。(13例)
- (2) 多くの子供をもった relatives (シンルイ) を助けたい。(22例)
- (3) 単に子供が欲しい。(22例)

養子は特に男女いずれかが好まれるということはない。養取の手続きは、(養子にしようと思う) 子供の生前に、(子供がないか一人しかいない) 夫婦が、その子供の親夫婦に要請する。話がまとまると双方で食物が交換される。そして子供の誕生時に、養親から石けんや服が子供に贈られ、子供の離乳期に引きわたしが行なわれる。その際、特別な儀礼は催されない。養親のもとで生活をしている養子が10代後半になると

7) この事例の基礎資料は、[GOODENOUGH, W. H. 1951] および [GOODENOUGH, R. G. 1970] に依っている。とくに引用明記のない個所は、後者に基づいており、その資料収集は1964～65年になされている。

lineage への帰属問題が生じてくる。その年頃になると、養子は lineage の祭宴への参加、共同労働、土地利用などに関する権利・義務を負うことになる。そこで彼は、養母か実母の lineage のどちらか一方を選択しなければならなくなる。その選択権は子供に任されており、養親が自分の lineage に留まるよう強要してはならない。統計上、実母の lineage へ帰属する方が多く、養母のそれへ帰属する数の2倍にのぼる。養母の lineage への帰属を選んだ場合の理由は、自分の lineage が機能しなくなったとか、養母の lineage の方が土地、財産および家族構成の上からも有利であると判断したから、などがあげられる⁸⁾。しかしながら、このように養子の lineage への帰属 (affiliation) の選択は認められるが、lineage の成員権の変更は生ぜず、子供は実母の lineage 成員である。また、養子は配偶者を選ぶ際に、インセストの規制が問題になり、自分の lineage の規制と養親 (養母) の lineage のそれとの両方を受ける。万一、その規制を犯した場合は後者の方が「軽い罪」とみなされる。R. G. Goodenough は、Romonum 島の養取が、社会単位としての lineage の後継者を確保するための手段として機能しておらず、その理由は自分の lineage の仲間が lineage を存続させるに十分な子供をもっているからだとして述べている [GOODENOUGH 1970: 330]。

次に、養親と養子の親族関係をみると、半数以上が子供の「母」にあたるカテゴリーの人を養親にしており、養親と養子が同じ lineage 成員である (表1, 表2

表1 養子と養親の親族関係

関 係	養取事例数	
	小 計	計
養 母		34
母の同母・異父姉妹	19	
父の //	12	
その他	3	
養 父		13
母の同母・異父兄弟	8	
父の //	3	
その他	2	
その他 (姉妹・兄弟など)		5
関係不明		2
親族関係なし		5
		59*

[GOODENOUGH 1970: 319]

表2 養子と養親の lineage の関係

関 係	養取数
養親の lineage	
子供の lineage と同じ	28
子供の父の lineage	18
その他(親の父の lineage ない)	6
関係不明	2
血縁関係なし	5
	59*

[GOODENOUGH 1970: 320]

* 養取例57のうち、2例が養親の双方に関係あり。

8) W. H. Goodenough は、1946~47年の調査資料に基づいて、養取に2種あり、幼少のころの養取は子供が生れた lineage への成員権を失い、諸義務もないが、大きくなってからの養取は子供が自分と養母との双方の lineage に成員権をもつと述べている [GOODENOUGH 1951: 70]。

参照)。血縁関係のない養取は5例を数えるに過ぎない。このように、Romonum 島の養取が血縁関係者のあいだで多くなされていることの説明として R. G. Goodenough は次のように述べている。子供は人生のある時期（親の妊娠・出産時など）に relatives のもとで暮らす慣行があり、その際に子供を引きうけるのは血縁関係者の役割とされている [GOODENOUGH 1970: 322-323]。また, Truk では親として子供を育てることに高い価値をおいており、1～2人の子供を養育し1人前にさせてやるということが、大人としての地位を有効なものにすると思なされている [GOODENOUGH 1970: 332]。そのために、子供のない夫婦は子供を欲しがるのであり、その際、子供をたくさんもった近親者から養取すれば、近親者の養育負担を軽くすることになる。Romonum の養取が、養親の老後の面倒をみるということが大きな要因になっておらず、大人としての地位を有効なものにする手段となっている点が特徴である。そして養親は、実妹よりも、子供を養育するうえでも、経済的にも優位な地位にある。また、養子の地位は、前述したように、lineage 帰属に関して、自分に有利な条件を比較的自由に選択することが可能であることから、実子よりは優位である。

最後に、Romonum 島の養取慣行の特徴をまとめてみると、

- (1) 養取行為の過程で特別な儀礼を伴わない。
- (2) lineage への帰属の選択が認められているが、養取によって成員権の変更は生じない。
- (3) lineage を存続させるための手段としての養取の必要はない。
- (4) 養取はほとんど血縁関係のある者のあいだでなされ、近親者の子供の養育負担の軽減の機能がある。
- (5) 子供のない夫婦に、大人としての社会的地位を与える。
- (6) 養親が実親より、社会的・経済的に優位な地位にある。
- (7) 養子に、養親の老後の世話をみることが義務づけられていない。

事例Ⅱ Ponape 島の場合⁹⁾

Ponape 島で養取を表わす現地語は, pwekserí ないし pweki pwek で、元来、「子供を持ち上げる」とか「抱かれる」という意味である。そして、養子 (seri'n pweki pwek) とは、実親から他の夫婦に与えられた子供のことで、その背景には養親夫婦がその子供を自分の子供であるかのように育てるかわりに、子供は成人してから自分の実親にすると同様のサービスを養親にするという相互理解がある。

9) この事例の基礎資料は、[FISCHER 1970] および [BASCOM 1965] に依っている。とくに引用明記のない個所は前者に基づいており、その資料収集は1950～53年になされている。

Ponape 島には、tipw ないしは sōu と呼ばれる外婚的な母系氏族 (exogamous matriclan) があり、経済的、儀礼的機能を果たす単位であると同時に rank system の基礎になっている。その下位集団として、panāināi と呼ばれる母系の3世代間の成員より構成される居住集団が形成される。これは夫方居住の方式をとるため、各世代の兄弟が中心となっており、W. R. Bascom はこの集団に extended family の用語をあてている。しかし、最近、Ponape 社会において、nuclear family が他のオセアニア社会に較べて重要になってきている [Bascom 1965: 18-19]。

養取がどの程度の頻度で起こるのかを示す統計資料はないが、養取の要因としては次の4点があげられる。

- (1) 養親が老後の面倒をみてもらうため。
- (2) 神話や伝説に結びついた、いわれある自分の土地や敷地を後世に伝える個人的継承者をつくる。
- (3) 生業を農業に依存しているため、自分の土地を相続する人を得る。
- (4) 多くの子供をもった relative や友人を助ける。

養取は男性が好まれ、その理由は女性は婚出するからだとされている。養取の時期は、子供の離乳期が最も良く、引き移りの際に儀礼は行なわれない。養親の多くは自身自身の子供をもっていない場合が多く、実妹よりも年長者である。Ponape では、年長の兄弟が年少の兄弟に対して権威があり、子供のない年長兄弟が年少兄弟の子供を養取に要求する強い立場にあり、特に長子が好まれる。養親は養子の養育に対して initiative を握っているが、実親も子供に関心をもっており、相続をさせることも許される。また、養親が正当に養子をつかっている場合、実親は連れ戻すことができる。clan の成員権は、養取に影響されず子供は実母の clan 成員である。

Ponape には、養親と養子の関係を表わす用語に、“matrilineages' kaineke” ということばがある。これは、異なる lineage の女性と結婚した二人の兄弟のあいだで、どちらか一方が他方の子供を養取する場合に生じる関係を指す。この関係は、単に、子供と新しい「母」ないし「父」とのあいだの lineage identity の要求というだけでなく、制度的な特定の親族関係を表わす。植民地時代以前には、matrilineage が復讐の単位となっており、異なる lineage 間の結合をはかるための方法として養取が行なわれていた。このように、lineage 間の結合を促す目的でなされた養取による養親と養子の関係を、特に“matrilineages' kaineke”と表わすのである。

養子（長子である場合が多い）は、土地の相続において他の兄弟よりも有利な地位にある。養親との関係では、年長性の原理によって養親が実親より多くの土地面積を

所有している。また、実親との関係においても、長子であるという特権で他の兄弟よりも多くの土地を相続する権利を保持しているからである。たとえ、養親との間に、成人したら土地を分与するという口約束がなされていても、養親に実子ができた場合、養親は実子を優遇する傾向は強いが、養子にしてみれば、実親のところにおいても、実親が多くの土地をはじめ財産をもっていないことが多いことから決して不利な立場に置かれるわけではない。

以上みてきたように、Ponape の養取は土地の相続と関連して起る性質のものである。J. L. Fischer は、Ponape 島のこのような養取慣行の背景が、Ponape 人の土地に対する考え方に起因していると述べている。Ponape 人は、土地を単なる経済的資源と見なしているのではなく、先祖伝来の家財としての愛情の対象として高い価値を置いているからだというのである [FISCHER 1970: 306]。そして、生態学的条件との関連で、養取の機能を次のように説明している。Ponape をはじめ他のオセアニアの諸社会は、安定した気候条件のもとで、小さな隔離された世界であることが一大要因となっている。その環境下において、

- (1) 外部からの侵入者によって引き起こされる大きな社会的混乱がまれで、住民が自分らの技術レベルと土地資源に適合した社会・政治的諸制度を作り出す機会があること。
- (2) 社会・政治的諸制度を維持するために最適な人口レベルは、数世代（の世代深度）の中で達成されること。
- (3) 掘棒耕作への依存と人口密度との関連で、不規則な系譜関係を通して土地の相続権の集中を防ぐため。

の点が、養取の機能であるとしている [FISCHER 1970: 304]。

この J. L. Fischer の説明は、土地の人口支持率という具体的検討が必要であるが、J. Goody がアフリカ社会の養取の稀少性を無制限の土地利用の可能性と関連付けているのと比較すると、興味深い内容を含んでいる。すなわち、養取を把えるうえで、土地の相続および利用の可能性ということが、一つの規準になり得ると考えられるからである。

最後に、Ponape 島の養取慣行の特徴をまとめてみると、

- (1) 養取行為の過程で特別な儀礼が伴わない。
- (2) lineage への帰属に関し、口約束ではあるが土地の分与が養親とのあいだでなされる。成員権 (clan における) の変更は生じない。
- (3) 土地所有の均衡化をもたらす機能を果たしており、多くの土地をもつ養親が、

そうでない実親を助ける。

(4) 血縁者間でなされ、年長性原理に基づき、年長兄弟が年少兄弟の子供を養取する慣行があり、養親が実親より社会、経済的に優位である。

(5) 土地の相続において、養子は有利な立場にある。

(6) 土地所有の単位が nuclear family であるために、土地の相続に関連して、実子の代替手段としての養取が行なわれる。

事例Ⅲ Mokil 島の場合¹⁰⁾

Mokil 島には、*sheri shoyshoy* と *shotai* と呼ばれる2種類の養取が認められる。前者は、養親が養子を彼自身の子供としてとりあつかうよう期待される関係で、養子が結婚する時、ないし養親が死に近づいた時に養親から土地を与えられる権利を有する性格のものである。後者は、召使いの地位に甘んずる性格のものである。

Mokil 島社会で、最も重要な社会単位は、*'pane'i nei'* と呼ばれる父方居住婚の形態をとる *patrilineal patrilocal extended family* (以下、拡大家族と記す) である。ココナツ畑とタロイモ田は個人的に所有されるが、拡大家族の管理下におかれるすべての土地は家長の指図のもとに使用される。そして、家長権の継承や大部分の土地の相続は父系の *line* にある長男に優先的になされる。

Mokil 島の人口は425人(1947年)であるが、170年間に子供の約3分の1は養取されている。その要因としては以下の4点があげられる。

- (1) 子供をもつことが、既婚夫婦の願望で、婚姻関係を家族関係に変形させるという考え方から。
- (2) 息子に自分の *line* を継承させ、永続させたいという願望から。
- (3) 各人が兄弟・姉妹をもつべきだという考え方から。
- (4) 婚外・婚前交渉によって生れた子供に親を与えるため。

養子には男子が好まれ(178例中115例)、その理由は、*patrilineity* の強調という考え方と労働力の確保にある。養取の手続きは、子供の生前か生後数カ月のあいだにとり決められるが、実際に引き移るのは離乳期を過ぎてからである。養取は親密な *relatives* 間でなされる。

養子と実親の関係は、たとえ養子が養取された家族の永久の成員であっても、実親と親密な紐帯を維持しており、実親は食物その他の贈物をし、逆に子供は定期的に実親のもとを訪れる。このような相互扶助的な関係は生涯続く性質のものである。実親

10) この事例の基礎資料は、[WECKLER 1953] に依っており、その資料収集は1947年になされている。

は、養子に出した子供が先方でいじめられたり、良くあつかわれなかったりしたら連れ戻すことが出来る。しかし、養親は子供を幼年期の非生産的の時期に育てたなら、生家に帰ったとしても、多大な援助を養子に要求することができる。養取後、養親に実子（男子）が生れた場合、長男が家長権を継承し、土地を相続するという原理が、*sheri shoyshoy* 養取の理念に優先し、実子が家長の座につくことになる。また、息子の子供や娘の子供を祖父母が養取する例もある。その動機は情緒的、感傷的なもので、土地の譲渡もなされることがある。

Mokil の養取は土地の相続と密接な関係にある。家族の土地は家族構造の一部とみなされており、最近、数世代にわたり父から息子へという父系の line を通しての

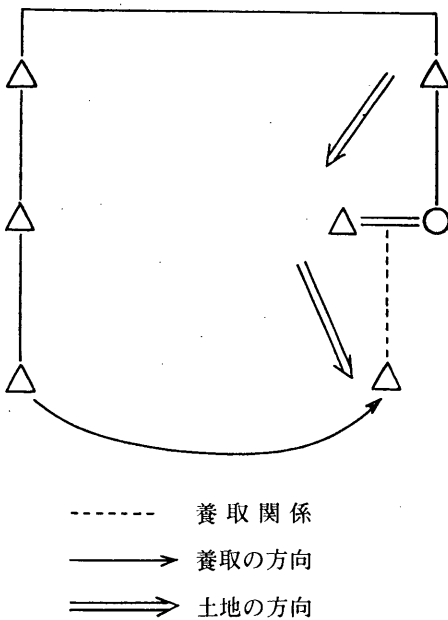


図1 土地の相続と養取

土地の相続が増大している。しばしば、土地を伝統的な父系の所有者に帰すために養取が行なわれる。息子のない家族において、長女の夫を養取する、いわゆるムコ養子（養親と son-in-law の関係にある養子が次世代で家長の地位につく）によって、妻の line からもたらされた土地を、妻の父系 line に帰すという場合が起こる。図1の例のように、妻の親しい父系の relatives の一人から少年を養取して、自分の保有している土地を相続させる。すなわち、一時的に母系（女系）の line を通して相続された土地は、代々続いている父系の line に返還されることになるのである。

また、Mokil の養取は、子供を大勢もち、土地をたくさんもっていない恵まれない relatives を助けたいという願望に基づいてなされる。とくに、土地の少ない父系の relatives の子供を養取する。

このような Mokil の養取の歴史的・経済的背景を、J. E. Weckler は次のように説明している¹¹⁾。過去75年のあいだに、Mokil 社会には土地所有に関して大きな変化が起こった。Mokil 人は、土地からあがる産物はすべて島民の共同保有物であるとい

11) Mokil は、1775年に台風の襲撃をうけ、現島民は、そのときの生存者20~30人の子孫である。

う伝統的な土地利用の考え方を放棄し、個人所有という形態をとるようになった。このような土地利用形態の変化は、捕鯨船の乗員となった島民が西欧風の考え方を持ち込んだことと、コプラ生産による現金収入の途が開けたことに影響されたとしている。すなわち、それまでの単純に生業に基礎をおいた生活で、semi-communal なやり方で土地を利用し、そこからの産物を分配していた時代には、養取がなかったかあるいは経済的に重要性がなかったというのである [WECKLER 1953: 560, 563]。もう一つの要因は、人口が増加し、一人あたりの土地所有面積が少なくなったために、土地の所有と移譲に関して、養取が注目されるようになった [WECKLER 1953: 560]。

この J. E. Weckler の指摘は、前述の要因 (1) および (3) とどのように関連するのか明確ではないが、Mokil 社会がその経済的基盤を、土地の共同保有、共同分配の体系においていた段階から、個人所有、個人生産体系に変化する過程で養取慣行が意味をもち発達していった点にある。この視点は、オセアニアの養取慣行の通時的解明を試みるうえで示唆に富むものである。corporate group として機能する社会単位の縮小化にともない、その集団の存続のための手段として、養取が大きな機能を果たすという考え方が成り立つように思われるからである。

最後に、Mokil 社会の養取の特徴をまとめると、

- (1) 養取行為の過程で儀礼の有無は明らかでないが、土地の相続を前提とした養取が行なわれる。
- (2) 養子は実親の拡大家族への成員権を失わないが、養親への援助が義務づけられている。
- (3) 血縁者間、とくに父系血縁の関係がある者のあいだで養取が行なわれ、それは父系 line の貫徹というイデオロギーに基づいている。
- (4) 養取は子供のない夫婦が社会的に大人の地位を獲得するという観念と、異性のキョウダイをもつべきだという考え方に基づいてなされる。
- (5) 養取は近親者の子供の養育負担の軽減という機能をもつ。
- (6) 土地所有形態の歴史的变化にともなって、養取が経済的に重要な意味をもつようになった。

事例Ⅳ Yap 本島の場合¹²⁾

Yap 本島には、pof および cowiy と呼ばれる 2 種類の養取を表わす現地語がある。前者は、元来「木の葉をむしりとる」という意味であるが、自分の親族関係にあるも

12) この事例の基礎資料は、[LINGENFELTER 1975] および [SCHNEIDER 1962] に依っている。とくに引用明記のない箇所は前者に基づいており、その資料収集は1967～69年になされている。

ののうち周辺部に位置する人びとの子供を養取することを指す。それに対し後者は、近親者の子供を養取することを指す。Yap の人びとは、父系の出自を辿って *tabinau* (一つの土地の意) と呼ばれる集団に帰属する。この *tabinau* は、社会生活の諸相、たとえば土地保有ないし所有の単位として、また個人の位階継承の単位として大きな機能を発揮する。*tabinau* は、*corporateness* の発現のレベルに応じて、その構成上の性格から、*patriclan*, *patrilineage* の概念で把握され、また婚後の居住規制との関連で *patrilocal extended family* とみなせる。Yap の人びとはこのような、父系出自集団に成員権を保持すると同時に、固有の名前をもった、外婚的、非地縁化したトーテム的な親族集団である *genung* にも属す。*genung* は母系の系譜関係に基づいて形成され、*matrisib* とみなせる [LINGENFELTER 1975: 19-34; SCHNEIDER 1962: 2-8]。このように Yap 社会においては、個人は土地所有単位である *patrilineage* と、外婚単位であるトーテム的な *matrisib* の両方に帰属している。

Yap で行なわれる養取の要因として次の4点があげられる。

- (1) 子供のない夫婦が、自分たちの老後の面倒をみてくれる後継者をうる。
- (2) 子供の多い家族は子供を養子に出すことによって、自分の子供に余分な土地を分け与える必要がない。
- (3) 切れかかったか、あるいは最近切れてしまった親族関係を再び回復する。

pof と呼ばれる養取は、子供が生れる数カ月前に縁組みがなされ、養親は子供の実親と *patrilineage* の *head* に価値のあるものを贈り物として届ける。*head* はその贈物を *clan* の祖先霊に捧げ、祖先霊が怒らないよう、その子供が幸せな人生を送れるよう頼む。子供の引き渡しは出生後、何カ月か経った時に、養親が実親のところを訪れて行なわれる。この際、実親は、養親に一片の土地を贈る。この土地は、'*binau ni bid*' と呼ばれ、「ぬぐいとるための土地」という意味であるが、養親が子供の下の方の面倒をみたり、養育におけるわずらわしさに対する報償という性格のものである。同時に、養子が新しい父系(養父)の *lineage* の土地を相続することを確証するためでもある。この養取の手続きによって、二家族間の親族関係は強化され、親たちはキョウダイ関係を結んだことになる。養子は養親の *clan* の祖先霊から名前をもらい、彼らの子供としての *status* を獲得し、養親の *clan* の子供たちと同等の権利をもつ。そして、養取によって子供は、自分が出生した *clan* の地位を失い、土地を相続する権利もない。養子の親族帰属 (*kinship affiliation*) は非常に複雑である。養子は養親の家に住み、養親の *patriclan* の成員であるが、*lineage* と *sib* のレベルでは、養親と実親両方の *patrilineage*, *patrisib* に属す。養子が青年期に達すると、養取のこと、彼

の実親の集団に帰属していることを教えられ、双方の lineage と sib のインセストの規制を守るよう指示される。D. M. Schneider は、pof タイプの養子は実母、養母の双方から、sib への帰属、トーテム、食物の禁忌を継承すると述べている [SCHNEIDER 1962: 7]。cowiy タイプの養取は、縁組みも子供の出生後になされ、贈り物の交換はなく、養取後、子供は養親と住んでも良いし、実親とでも、交互でも良いとされる。しかし、地位と土地は養親からもたらされる。いずれにせよ養子にとって利害の対立が生じた場合、彼は養親とその親族集団の方に強い紐帯を結ぶ。

以上でみたように、Yap の養取は、その起こる頻度や具体的な養子と養親の親族関係が明示されていないが、養子の集団帰属に関しては、興味深いデータを提供してくれる。養取の契約が養取行為の過程で成立されたことを象徴する儀礼が行なわれ、それが集団帰属の手続きになっているからである。

最後に、Yap における養取の特徴をまとめると、

- (1) 養取行為の過程で祖先霊へ供物を奉納する儀礼が行なわれ、養子が養親の clan への成員権を獲得したことを象徴的に表わしている。
- (2) 養取に2種類あるがいずれも親族関係のある者のあいだで行なわれ、親族紐帯を強化する機能を果たす。
- (3) 養取によって子供は、自分の clan における地位および相続権を失うが、婚姻およびトーテム禁忌に関しては、養親・実親双方の clan の規制をうける。
- (4) 養取行為の過程で、実親から養親へ土地の移譲がなされ、養子の養親のもとの地位の確保を意味する。

事例V Kapingamarangi 島の場合¹³⁾

Kapingamarangi 島で、養取を表わす現地語は、'e taahi' と呼ばれ、子供に関してもつ親の諸権利・義務を実親から他の人に移譲することで、土地（タロイモ田）の相続がなされる。これに対し養育 (fosterage) は、一時的な親権の移譲を意味し、土地の相続はなされない。

この島で基本的な社会構造的単位となっているのは sibling set で、経済的諸活動をはじめ、土地所有、儀礼・宗教的諸活動において共同性を発揮する。sibling set の taki と呼ばれる年長者の leader は財産（土地、家）を管理し、祭りや労働チームを組織する責任をもち、また若いキョウダイの「父」「母」の役割が課せられる。これに次いで、最も重要な親族集団は、matahanau と呼ばれる2～3世代間の男性・女

13) この事例の基礎資料は、[LIEBER 1970] および [EMORY 1965] に依っている。とくに引用明記のない個所は前者に基づいており、その資料収集は1965～66年になされている。

性のすべての子孫 (cognatic stock) である。種々の目的で共同するが、時には土地保有単位にもなる。婚後居住様式が妻方居住であるため、descent が cognatic であっても、実際の子供の集団への帰属は、母方のそれである。居住が個人の基本的な家族構造を決定するのであり、子供は母の matahanau と行動を共にする。このように、1～4世代の(姉妹)夫婦とその子供と一緒に住み、kuongo と呼ばれる一画の居住地を占拠している。

この島の土地には完全な個人所有地と corporate group 所有地の2種があり、それぞれ土地に関連する諸権利の種類に差異がある。前者は、タロイモ田で、後者はヤシ林や敷地であり、taki の管理下におかれ、彼ないし彼女の了解を得て使用することができる。あらゆる土地は、個人か一つの sibling set ないしいくつかの sibling set によって所有されており、土地の用益権がなくなるということは、所有者と用益者間の親族紐帯の欠落を意味する。

このような背景のもとで、養取は総人口720人に対し、372例を数え、51.5%の高率に達する。それらは、血縁関係があると認識している人びとのあいだでなされ、うち4分の3は、実親と養親の関係が実ないしは類別的キョウダイである。このことは Kapingamarangi 社会で、最も基本的な社会単位が sibling set であり、キョウダイ間の連帯の重要性が養取慣行に反映しているのである。養取の動機および要因について K. P. Emory は、次の5点をあげている [EMORY 1965: 158]。

- (1) 子供のない夫婦に子供を提供する。
 - (2) 母親ないし両親を失った子供に親を与える。
 - (3) 未婚の女性の子供に父親ないし両親を与える。
 - (4) 多くの子供をもった親の負担を軽くする。
 - (5) 古くは、「非司祭階級」の家族が「司祭階級」の家族に成員をもつ手段として。
- M. D. Lieber は、これらの要因を補足して説明を加えている [LIEBER 1970: 175-180]。

(1) に関しては、夫婦の結婚紐帯の強化、大人の地位の行使、土地やタロイモ田の相続者確保、(4)に関しては、第二次世界大戦後の幼児死亡率の減少によって増加し、多くの子供をもったキョウダイや第1イトコを援助するためになされる場合が多い。

また、M. D. Lieber は、K. P. Emory の5点に加えて、次の3点を養取の要因にあげている [LIEBER 1970: 180-202]。

- (1) sibling set の構成上、子供の労働力と性の均衡の関連で、息子・娘双方が少なくとも一人ずつ必要である。

- (2) 土地所有者と用益権をもつ人びととのあいだの親族紐帯を維持するため。
- (3) 特定の親族地位の社会的な置換えとして。

養取の手続き過程をみると、養取しようと思っている人は子供の誕生前か直後に実親にその意を伝える。子供は離乳期まで実母と過ごす。この間、養親は実親に着物と食物の贈物をし、一日のうち短い時間、子供を自分の家へ連れてくる。引き移りが終わった後、養子は実親のもとへ行きキョウダイと遊んだり、食事をしても良いが、夜は必ず養親と寝なければならない。養親は、食物、学校の費用、生活費をうけもち、諸々の技術（釣りや大工など）を教え、養子のあらゆる儀礼のスポンサーにもなる。すなわち、養親は養子に対して親としての義務を負うことになるが、同時に養子の労働力の提供や配偶者の選択などにおける権利も保持する。実親は子供に対するあらゆる権威とか責任を放棄するのではなく、援助が必要な時には呼び寄せたり、養親に子供が良くあつかわれない（大人になる以前に）場合、連れ戻すことも可能である。このように養親・実親と養子の関係の基盤には、土地とタロイモ田の贈与ないし譲渡の慣行がある。

まず、実親は子供が5～6歳になった時、1～2面のタロイモ田を養親に贈る。これは子供の結婚の際、養親から養子に譲渡される。次に、養親は、死期に遺言の形で養子に一区画のタロイモ田か土地ないしは両方を譲渡する。その相続対象物の広さは、養親の所有する土地の面積や実子の数にもよるが、最も大きな要因は、養子が養親の老後の面倒を良くみたくどうかにかかっている。たとえ、養親に実子がいたとしても、養子は実子と同等の権利をもった共同相続人の資格がある。最後に、実親と養子に出た子供の関係であるが、実親の死後に実のキョウダイと同じく、土地やタロイモ田の一区画を相続したり、その他の土地に対する用益権を継承する権利を保有している。

このように養子は、自分の生れた *kuongo* から他の *kuongo* へ居住を変えることであり、基本的な *affiliation* をある *matahanau* から他へ変えることになる。しかし、その *affiliation* は、祭宴などへの参加資格だけでなく、土地利用、相続に関しても顕在化するが、自分の *descent* に基づく実の *matahanua* への成員権を放棄する性格のものではない。*Kapingamarangi* の養取は、最初から養育 (*fosterage*) と区別されるものではなく、後になって養育から養取に変わる場合もあり、養親・養子の相互の権利・義務行使の過程で規定されてくる性格が強い。また、子供は個人によって養取されるのであって、夫婦によってではなく、養親は未婚でも大人でなくても良い。前述したように、養取は血縁者間でなされ、養取の破棄は難しいとされ、養親の老後の面倒をみるのが義務づけられている。

以上でみた Kapingamarangi の養取慣行の特徴をまとめてみると、

- (1) 養取の手続き過程での儀礼実修の有無は明確でないが、子供が5～6歳のころに、土地(タロイモ田)の移譲がなされる。
- (2) 血縁関係者のあいだで養取がなされ、とくにキョウダイ関係にある者の結束と相互扶助的機能を果たしている。
- (3) 集団帰属に関しては、養取先の親族集団への affiliation を獲得すると同時に、実の親族集団への成員権も保持している。
- (4) 養子の地位は、養親の実子と同等の資格を有するが、養親との権利・義務の行使の結果で左右される傾向がある。
- (5) 養取は、土地の相続と密接に関係しており、実親→養親→養子の経路で土地の譲渡がなされる。
- (6) 養取は家族構造のうえから、異性のキョウダイを少なくとも1人ずつもつ必要があるためになされる。

事例Ⅵ Marshall 諸島の場合¹⁴⁾

Marshall 諸島の養取慣行に関する詳細な報告はないが、A. Spoehr [1949] によると、Majuro では養取は relatives のあいだでなされ、養取の対象は子供のみで、引き移りは一歳の誕生日を過ぎてからである。土地所有の単位となるのは bwij と呼ばれる matrilineal lineage であるが、養子は養親(養母)の lineage 成員になれず、土地に対する権利も分与されず、自分自身の lineage に権利を保有している。養親は養子を育てることに責任をもっており、養子は養親の病気や老後の世話をすることが義務づけられている。しかし、万一養親が養子の面倒をよくみていないことがわかると、実親は自由に子供を連れ戻すことができる。以上のような Majuro の養取は、広範に拡大した親族関係を強化する機能を果たしている [SPOEHR 1949: 156, 209-211]。

また Bikini に関する L. Mason の報告によると、島民の半数は養取されているが、手続き過程で儀礼は行なわれない。養取は子供の母方のオジ、オバ、父のキョウダイとのあいだでなされる。その理由は、父親不明の子供や両親が死亡したり、島を出て行った子供の世話をみるということが大きい。養子は生涯養親のもとで生活するのではなく、実親のもととを交互に住み分けるのが慣行となっている。同一 lineage (matrilineal) 内での養取が、土地権の紛争を防ぐ理由で好まれる。異なる lineage からの養子は、養親の lineage での土地権の獲得は不可能で、自分自身の lineage の成員権も失う。このような Bikini の養取慣行は、キョウダイの家族紐帯をより強化

14) Spoehr [1949], Mason [1954] の資料収集は、1947年、1946～53年にそれぞれなされている。

する機能を果たしている [MASON 1954: 213-214]。

事例Ⅶ Palau 島の場合¹⁵⁾

Palau 島で、養取に相当する現地語は認められないが、養取行為を指すとき、‘te mla oungalek era ngi’ (「養子の子供をもった」) と表現される。養子は roder ないし merodel (語義不明) と呼ばれるが、また養子の養育内容を指す意味で、「我々の手の子供」(彼を育てるのに手を使うことから) といういい方もなされる。

Palau 社会には、母系の系譜をたどって女性の祖先に自己を関係づける系譜認知様式がある。個人は、それに基づいて形成される出自集団に帰属する。土地その他の財産は ngalek tang と呼ばれる matrilineage が所有単位となり管理される。夫方居住様式をとるため、社会生活で最小の社会集団単位としての corporate group を形成するのは、talungalek と呼ばれる matrilineage の男キョウダイを中心とする居住集団である。土地の相続は母系 line を通してなされるが、土地の管理権は lineage の年長男性に掌握される。

養取慣行に関する詳細な記述はないが、養取の要因として次の2点があげられる [FORCE and FORCE 1972: 37-38]。

- (1) 養取は私生児とみなされる子供を社会的 stigma を受けることなしに、正当な諸権利をもって親族体系にくみ込む手段である。
- (2) 養取は親族地位 (kinship status) を再び明確にするメカニズムである。

Palau の養取には2種類あり、養子と養親のあいだに生物学的(親族)関係がない場合と、養子と養親がすでに親族員である場合とがある。後者においては、祖母が娘の子供を養取するか、女性が姉妹の子供を養取するもので、このような子供は養取前から lineage の「正」成員と見なされている。R. W. Force と M. Force は Palau の養取慣行の歴史的背景を、養取は古くから存在したが、ここ数世紀にわたる島民人口の急激な減少に直面して、sib および lineage の存続の手段としてひんぱんに行なわれるようになったと述べている [FORCE and FORCE 1972: 48-49]。

以上でみた Marshall 諸島と Palau 島の養取に共通している特徴は、親のない子供に正当な社会的地位を与えるという性格と、拡大し疎遠になった親族紐帯を再び明確化し、強化するという機能をもっていることである。

15) Barnett [1949] の資料収集は1946~47年に、Force, R. W. and M. Force [1972] の資料集収は1954~56年、1971年になされている。

2. まとめ——比較・検討——

7つの社会の事例考察をとおして、ミクロネシアにおける養取慣行の特質および変異は、次のように把握できる。

(1) 個人の帰属する財産共有体としての corporate group の性格と養取に関して、とくにその集団の存続のための手段としての養取の機能をみると、示唆に富むデータを提供してくれる。ミクロネシアには、養取が実子の代替手段として後継者確保の目的でなされる社会と、そうでない社会とがある。これは corporate group の規模および土地所有の形態に大きく関連していることがうかがえる。corporate group 存続のために後継者を必要とする社会 (Ponape, Mokil, Kapingamarangi) は、その単位が核家族であるか土地が個人所有となっている¹⁶⁾。その種の養取を必要としない社会 (Romonum) は、その単位が2～4世代の深度をもつ lineage である。このことは corporate group の規模が縮小するにつれて養取が社会的・経済的に大きな意味をもってくことを示している。たとえば、Mokil の土地所有形態の変化過程をみれば明らかである。この傾向は J. Goody がアフリカ社会における養取の稀少性に関して提示した仮説と符合するといえよう。

(2) 養取に同定しうる現地語が存在し、それは養育と区別されている。現地語の意味内容を検討すると、生物学的父・母から子供を離れさすという点が強調される傾向がある (Romonum, Yap)。

(3) 養取の動機および要因で、ミクロネシア社会に共通しているのは、片親ないし両親を失った子供や庶出の子供に親を与える目的とならんで、親族員の子供の養育負担を軽減するためである。また、家族構造における理念から、子供のない夫婦が大人としての社会的地位を獲得するため (Romonum, Mokil, Kapingamarangi)、あるいは異性のキョウダイを少なくとも一人ずつもつため (Mokil, Kapingamarangi) の養取もみられる。ミクロネシアの養取が実子の有無と関係なく行なわれる背景には、それらの要因を考慮すると、利他主義的な考え方があるということができるよう思われる。

(4) 養取行為の手続きに関しては、Yap 島を除いて養取契約の成立を象徴するよ

16) Carroll は Nukuoro (Ponape District の離島、文化的には Polynesian outlier) における土地の相続と関連する養取を次のように報告している。Nukuoro では、核家族が社会単位となっており、土地は個人所有である。土地を家族内に保持しておくという考え方が強く、夫婦が後継者をもたずに死ぬことは、自分の土地を他人の手中に落すようなものだと思なされる。そのために、自分の土地の相続人を探し出すための養取がなされる [CARROLL 1970b: 132-140]。

うな儀礼が存在せず、その完了時点が明確でない。養取契約の成立は、子供の養親のもとへの引き移り以後の両者の権利・義務行使の内容によって決定される傾向がある。顕著な例は、養育としてとられた子供が養取される場合である (Kapingamarangi)。

(5) 養取は、ほとんど血縁関係のあるものあいだでなされる。養親が実親にかわって子供の養育に関する責任を負い、子供はそれに対し養親の老後の面倒をみるのが義務づけられる。ミクロネシア社会の養取を生物学的親・子関係に基づく権利・義務の排他的譲渡とみなすことが可能であるかという点に関しては不明瞭な点が多い。これは養取行為の手続きの性格とも関連する点であるが、たとえば、実親が養取に出した子供を連れ戻したり、養親の死によって養取関係は解消され、養子が実親のもとへ帰ったりすることが起こるからである。この点は養子の出自集団への帰属においても顕著である。集団帰属の内容を財産と地位に対する権利・義務に限定してみても、帰属様式は多様である。自分(実親)の集団における地位と相続権を失い、養親の集団におけるそれらを獲得する形態 (Yap, Mokil) から、実親と養親との双方の集団に地位と相続権を保持する形態 (Ponape, Kapingamarangi)、実親か養親のどちらかの集団への帰属の選択が認められる形態 (Romonum) まで、大きく3つのタイプに分けることができる。しかし、集団帰属の内容を、集団に対する成員権の獲得という descent の観点からみると、養取によって成員権の変更は起こらず、養子は自分の出自集団 (clan, lineage) への成員権を保持し続ける。インセストのカテゴリーに基づく婚姻規制に関しては、実親と養親との双方の規制をうける。このことから、ミクロネシアの養取は、親・子関係に基づく権利・義務を実親から養親へ排他的に譲渡する性格ではないといえよう。

(6) 養取は、拡大して疎遠にになった親族紐帯の再編、強化をはかる機能を果す (Yap, Kapingamarangi, Marshall, Palau)。とくに、養取を契機として、稀薄になった親族関係を「キョウダイ関係」に再編する Yap の事例は、養取慣行を親族組織との関連で把えるうえで興味深い。また、土地の相続との関係で、父系 line を貫徹させようとするイデオロギーに基づいて、父系血縁者のあいだでの養取が優先される Mokil 事例も注目される。つまり個人所有の土地を父系親族員のあいだに固定化する手段として養取がなされるからである。いずれにせよ、養親と実親はすでに親族員である場合がほとんどで、養取によって両者の権利・義務内容に新しい要素が増すという性格のものでなく、両者の権利・義務関係は、親族員としての関係の枠内で処理される。これは、ミクロネシアの養取が実親と養親とのあいだに擬制的親族関係を生じさせる性格のものでないことを示しているといえよう。

(7) 養子の地位は、日常的な経済活動をはじめとする諸活動および土地その他の財産に対する用益権に関しては、実子と区別されることがない。しかし、土地や家長権の相続・継承に関しては、実子が優位の地位にある。

Ⅲ. トラック・ウルル島の養取慣行

Ulul 島では、子供が生物学上の父・母以外のものに引き取られて養育されるという慣行がひんぱんに行なわれている。それは現地語で muimui と呼ばれ、元来、「引き離す」とか「引きちぎる」という意味である。muimui はそのような意味から拡張され、一般に子供が実親のもとから引き離され、ほかの親に育てられる状況を指す用語として用いられている。現地語で muimui は、一般名称として使われており、個別に養子を持つ場合、人称によって語尾変化をきたす。たとえば、私の養子：muui、あたなの養子：muim、彼（ないし彼女）の養子：muin というように表わされる。

現在、筆者は島民が養取であると説明してくれた事例を56例得ている。この養取例56を、島民人口286人（1974年11月）と比較してみると、島民の5人に1人は養子ということになる。そして養取はほとんど子供を対象になされることから、高等学校在学

表3 養取と家族

養取と関係する家族	家族数
養子を出し、入れている	10
養子を入れているのみ	12
養子を出しているのみ	7
	29

生ままでの子供の人口163人と比較すると、子供の3人に1人は養子になっているともいえる。次に、これらの養子がこの島で、最小の社会単位となっている家族に占める割合を表3でみることにしよう。

Ulul 島には、33の家族があり、一家族平均1.7人の養子が含まれている。何らかの形で養取に関係している家族は29、このうち22家族が養子を迎え入れており、約3分の2の家族が養子を含んだ家族構成をとっている。

本章では、このように高頻度で行なわれている Ulul 島の養取慣行の実態と、その機能を明らかにすることが目的であると。とくに、親族組織と経済的な分配体系との関連で養取を位置づけることに留意した。

1. ainang（母系出自集団）と eurha（家族）

Ulul 島社会で、養取慣行を生み出す基盤となっている家族および親族組織をまず

考察する必要がある¹⁷⁾。島には9つの ainang と呼ばれる母系出自集団がある。島民はそれらのうち、いずれか一つに自分の母系の系譜をたどって帰属している。この ainang は、島民のあいだで明確にその系譜関係を相互に認知できることから、社会人類学の分析用語である lineage の概念で把握される。しかし、ainang はこの島だけで完結するものではなく、Truk の他の島々や Yap の離島にまで、その系譜関係ないしは共通の名称をたどることができるが、ここでは、Ulul 島の社会生活において機能している側面に焦点をあてることにする。同じ ainang 成員は、お互に ainang の起源説話を知っており、その内容を他の成員にもらしてはならないとされている。ainang が、排他的な集団を形成し、機能するのは、土地の利用および配偶者選択に関してである。同じ ainang 成員が結婚することはインセストとみなされ、厳しく禁じられている。1930年ころまでは、ainang が土地所有団体として機能していたといわれる。しかしながら、その後、lineage の分節化が進み、土地が分節集団ごとに分割保有されるようになってきた。現在では、土地所有団体としての単位が縮小し、家族がその単位となっている。島生活において、lineage が corporate group として機能するのは、外婚単位と土地所有単位としてである。それら以外に、lineage 成員が一つの単位としての排他的集団を形成することはなく、全成員が参加して実修するような祖先祭祀ないしは定期的な儀礼も存在しない。ただし、家屋の普請、結婚式、葬式などに際しては、各成員が中心的役割を果たす。このように、Ulul 島の社会生活における ainang の性格は、婚姻規制と土地所有の単位として顕在的な排他的集団を形成するほかは、特定の女性祖先を共有するという系譜認識にもとづいて、成員相互の精神的紐帯のよりどころにしている面が強いといえよう。

Ulul 島では、lineage の分節化が進んだ結果、現在、33の1～2世代間の姉妹を中心とする居住集団を形成するに至っている。この居住集団は eurha と呼ばれ、「一つの集団」あるいは「一世代」という意味である。これは、hamurha と呼ばれる炊事小舎を共有し、食事、生計を共にし、タロイモ田や、ヤシ林などの財産を所有する単位である。構成員は、原則として同世代の姉妹を軸に、彼女らの夫および子女、未婚の男性（姉妹の兄弟）や養子よりなる。婚後の居住方式は、妻方居住であるため、男性は結婚を契機にして妻の eurha へ居を変える。この姉妹を中心に形成される集団を社会人類学の概念でどのように位置付けるかは意見の分れるところである。Truk 諸島の Romonum 島を調査した W. H. Goodenough は、この種の集団に、潜在的

17) Ulul 島の家族、親族組織、社会組織についての調査報告は、[須藤 1976] でなされているので参照されたい。

に lineage を形成する可能性をもった実体であるという意味で、lineage の下位概念として descent line の用語をあてている [GOODENOUGH 1951: 61, 77-80]。確かに、Romonum 島では、lineage が出自集団としての corporate group を形成している点で、Goodenough の概念は有効である。ところが、Ulul 島においては、この集団が最小の corporate group として一つの単位となっていることから、minor lineage ないしは extended family の用語で理解できる性質のものである。それゆえ、eurha は出自集団の最小単位として母系 拡大家族ということができよう。Ulul 島では、最近そのような拡大家族がさらに縮小化して、nuclear family (核家族) の形態をとるものが増加している。

さて、ここで図2を参照しながら、母系 拡大家族と規定した eurha の実体を具体的にみることにしよう。この家族は、酋長を世襲的に出す lineage で、現在、3つの eurha に分節化している。まず、家族構成を説明すると、成員は、I-1, II-2~13, III-1~3, IV-5 である。IV-4 は、1918 (大正7) 年から約10年間、この島に駐在した日本の商社員である。IV-3 と結婚し、5男1女をもうけたが、1946年、米軍の強制送還によって、単身日本へ引き上げた。1970年に再び、Truk へ息子たちの勧めで帰り、現在、Moen 島で三男夫婦と一緒に暮らしている。IV-3 は1954年に、他島から移住してきた男性 (IV-2) と再婚したが、1972年に死亡した。それで、IV-2 は先妻と同じ lineage 成員 IV-6 と再婚し、妻の家族成員になっている。この家族に

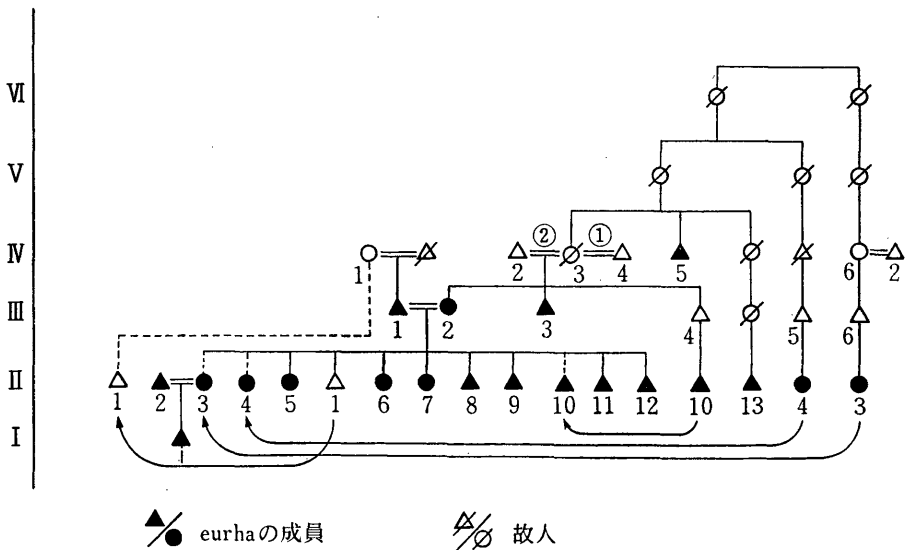


図2 eurha 成員の系譜

は、養子が3人(II-3, II-4, II-10)含まれており、1人(II-1)を養子に出している。この養取例を、次節以下で Ulul 島における養取慣行の実態を考察する資料にするため詳細に記述する。

II-3 の場合は、III-1・2 夫婦に婚後数年たっても子供ができなかったために、III-2 の養子になった。その理由は、III-2 の lineage において、彼女より下の世代に女子がいなかったため、lineage が絶えるのを防ぐ目的で養子にしたといわれる。同じ lineage 成員である III-6 夫婦に子供ができるときに、III-2 が養子にくれるよう申し出た。出産後、離乳期にいたるまでのあいだ、III-2 は食物を持ってしばしば III-6 のところを訪問し、II-3 の世話をした。そして、離乳期を過ぎたころに、養子として引き取った。その引き移りの際には、儀礼はせず、酋長に養子にした件を知らせ、酋長が集会の場で島民に報告した。この酋長の報告が島民にとって、養取がなされたことの社会的承認ということになっている。II-3 の以後の養育は、養親である III-2 が責任をもって行なって来ている。II-3 は、小学校の教師をしているが、高校卒業後、教員資格をとるために出た教員養成所の1年間の教育費は、すべて III-2 夫婦が出した¹⁸⁾。また、養成所へ行くことについての許しや結婚するときの判断・助言も実親ではなく、養親から得たという。そのような養親の養育に対し、II-3 は養子に来てから産まれた義理の兄弟姉妹の面倒、タロイモ田の手入れやコブラの生産などの仕事、礁湖でのタコ獲り、料理作りを手伝ってきた。女性の働き手の少ないこの家族にとっては、II-3 が大きな手助けになったわけである。彼女は、今後もこの家族に留り、養親を助けるのが muimui としての責任・義務であると述べていた。彼女のように、lineage が絶えるということで養子に入った例は、他にないが、養子の養育に関しては、養親が実親に代って責任をもつという点は、この島の養取慣行に共通しているところである。

II-4 の養子の場合、彼女の両親(III-5 夫婦)が、この ainang の afuakul (後述)で、双方にヤシの木を分与してあるから、IV-3 が養女にしたという。II-4 は高校生であるが、彼女の衣類その他の身の回り品は、養親が実子と同様に買い与えている。彼女が高校1年のとき(1972年)、IV-3 が亡くなった。その際に、彼女は養親から遺言で、一緒に住んだ家をくれるからこの家族に留まるように言われたという。その事情を III-3 は次のように説明している。養親が死ぬと養子は自分の ainang である実親のところへ戻るのが普通だが、IV-3 は、この家族で働ける女性が、III-2

18) Ulul 島には、8年制の小学校、4年制の高等学校があり、教員養成所は Moen 島に置かれている。

と II-3 の二人になってしまうのを心配したからだという。この島の養取慣行は、養親の死亡によって、養親・養子の関係が解消される性質のものであるが、この場合のように、家族内における女性の労働力などの条件によって、影響を受ける事態も生じ得る。

II-10 の場合は、III-2 の島内に婚出した弟 (III-4) の長男で3歳になってから移り住むようになった。この島では、婚出した男性の子供のうち少くとも一人 (とくに長子) は、父親の lineage へ muimui として行かなければならないという慣習がある。彼は養親のもとで過ごすよりも生家へ帰ることの方が多い。養子に来たら、食事と寝泊りは養親のもとでしなければならないとされているが、実際には、子供の意志に任されている傾向が強い面もうかがえる。

II-1 の場合は、afuakul の関係で、父親の実母 (IV-1) の養子となっている。彼は、Moen 島にある高等学校へ行っているが、その費用は、III-1・2 (実親) が出している。祖母が高齢であるために、その能力がないからだといわれる。以上で、家族構成員の関係を見てきた。養取例の事例考察がなくなったが、その整理は後述することにして、この家族構成員の住み分けを次にみることにしよう。

2. 家族構成員の住み分けと役割分担

この家族は、炊事小舎1棟、家屋4棟、倉庫1棟を持っている。その配置は、図3のようになっている。家屋Aには、III-1・2 夫婦と中学生までの子女 (II-6~12)、家屋Bには、この家族成員ではないが、IV-2 が先妻 (IV-3) と住んでいたからという理由で、IV-2・6 夫婦が住んでいる。これは、養子 (II-4) の所有物。家屋Cには、

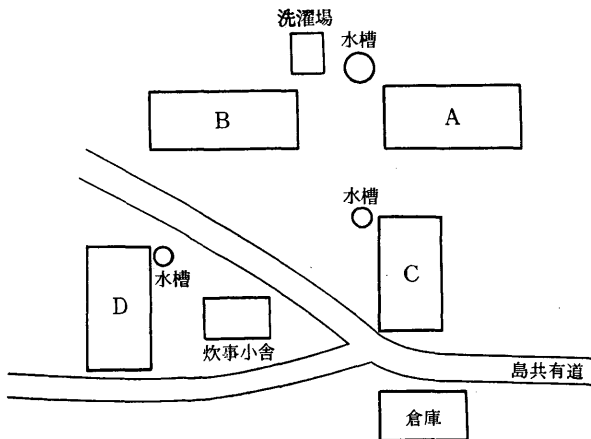


図3 家屋の配置と住み分け

IV-5, II-2・3 夫婦と I-1, および II-4・5 が住んでいる。家屋 D には, III-3, II-13 が住んでいる。このような住み方は, Ulul 社会における伝統的な居住様式と関連している。女性が初潮を経験する年齢, 男性が13歳に達すると, 兄弟は姉妹と同じ家屋で寝ることを禁じられている¹⁹⁾。男子はそれから結婚するまでの期間, カヌー小屋へ行って寝なければならないとされていたが, 現在は, 家屋に余裕があるので, 独身男性は家屋 D に, 高等学校へ通っている女性は家屋 C に居住している。炊事小舎は 6 本の柱に屋根をのせ, 数枚の床板を敷いただけの小屋で, 一個所に地面を浅く掘った炉がしつらえてある。主食であるタロイモやパンの実の皮むきや *pounding*, コプラの実削りや油しぼりなどの作業はここでなされる。石焼き料理 (*uhm*) 以外は, すべてこの炉を使って調理され, 家族全員が集っての食事もここでとられる。寝所は 3カ所に分れていても, 炉を使っての調理, 食事はこの炊事小舎でなされることから, この炊事小舎が家族全員が顔を合わせる場所であり, 家族統合の *symbol* となっているといえよう。このように, *eurha* は, カマドを一つにする居住集団の基本的単位とみならずことも可能である。

最後に, 家族員の地位および労働における役割分担をみることにしよう。この家族は, 島の 3カ所にタロイモ田, 二カ所にヤシ林を持っている。さらに, 酋長を出す *lineage* であるという特権によって, 礁湖の一定区域においてタコ獲りその他の漁をする権利を保持している。この土地および海域に対する管理権は, III-2 と III-3 が握っている。タロイモ田の手入れやタロイモの掘り起こし, コプラなどの仕事の指示は, II-2 が出し, 他の成員がそれに従う。また, この家族において, III-3 の発言権も大きく, III-2 の相談相手としての役割を果たしていると同時に, 彼自身の判断でヤシの実を採取したり, ヤシ畑の下刈りなどを行なう。Ulul 島では, 男女による分業が伝統的になされている。一般に, タロイモ, パンの実, バナナをとってきて料理するのは女性の仕事, カヌーを使っての漁や追い込み漁は男性の仕事とされている。図 2 の家族においても, 海での底釣りや引き釣り, 礁湖での突き漁や追い込み漁は, もっぱら III-1, III-3, II-13 の仕事となっており, タロイモやバナナの料理は, III-2, II-3, II-4, II-5 の仕事とされている。日常生活の諸活動においては, 養子, 実子という地位に帰因する差は認められないが, 土地その他の財産の相続に関しては大きな地位上の差が生じる。*lineage* に代々伝わる装飾品などは, 母→娘という *line* で相続され, 養子がそれを相続する権利はない。タロイモ田やヤシ林にしても, 養子

19) 年齢による類別体系があり, 13歳までの子供は, 男女の別なく *hemerit* (「大人の生活がわからない」の意味) と呼ばれ, 13歳~20歳の男子は *alukit*, 女子は *fapulkit* と呼ばれ, それぞれ「小さい男」, 「小さい女」の意味である。

が、実子と同等の資格で相続することはない。もし、養親の遺言で相続したとしても、一定の条件が付けられる。

また、養子は、養親の lineage への帰属変えは認められず、生涯、実母の lineage 成員であり続ける。ただ、婚因規制に関しては、養子は養取先にとってインセストのカテゴリーにある人との結婚は禁じられる。異なる lineage からの養子は、自分の lineage の婚姻規制と養親のそれとの双方を背負い込むことになり、配偶者選択の可能性の幅がせばめられる。

以上で、Ulul 社会における出自集団と家族の性格および機能を養取慣行とからめ合わせながら考察してきた。この島の養取は、すでにみたように、養親と養子という個人を単位として結ばれるものであるが、養取慣行を解明するには、個人レベルを超えた集団レベルで把握する必要がある。養子が、最小の社会集団へ如何にくみ込まれるかという視点が欠落したなら、その全体像が不明確になってしまうからである。

3. 養取の実態（動機・手続き）

Ulul 島の人が養取の動機として語ってくれたものを列挙すると次のようになる。

- (1) 病気や遭難によって片親ないし両親を失った子供に親を与える。
- (2) 大勢の子供をもった近親者を助ける。
- (3) ainang に女の子がなく、ainang が絶える可能性がある。
- (4) 子供がないので、単に子供が欲しいから。
- (5) afuakul の関係にあるから。

この(1)~(4)の要因は、かさなることもあり、相互排他的性格のものではない。(1)の要因は、カヌーで他島へ航海に出かけたまま行方不明になった例が4例ある。(2)と(4)の要因は、この島の家族労働力とも関連してくる。この島に近親者がいない他島からの移住者夫婦が、子供が多くて生活が大変だと筆者に嘆いていたが、夫婦二人で子供を養える限度があるように思われる。それは、何人までという風には割り出せるものではないが、労働力に余裕のあるものが、子供を多くかかえている親を助けるということは、親族関係にあるものの役割りとも考えられる。この点が血縁関係者間での養取がほとんどであるこの島の養取慣行の一つの特徴になっているように思われる。また、子供をもたない夫婦および実子を育てあげた夫婦が、好んで近親者の子供を養子として引き取る要因も、先に述べた要因と表裏の関係になっているといえよう。(3)の要因は図2で説明した1例のみである。現存する lineage で、その種の養

取によって lineage を存続させたという事例を得てないので速断できないが、lineage の分節化によって corporate group の規模が小さくなったという歴史的背景と関連しているように思われる。

養取は家族構成の大小にかかわらずなされる。表4は、家族構成の形態と一家族に含まれている養子の数および一家族から出ている養子の数を示したものである。Ulul島の家族形態は、extended family のほかに nuclear family, stem family の型をとる。nuclear family が多いのは、他島からの移住者夫婦が多いのと、1970年に台風の襲撃を受けて伝統的なヤシの葉葺きの家屋が崩壊したため、アメリカ政府からプレハブ住居を援助してもらったのを機会に、若い夫婦が neolocal な居住形態をとったからである。養子をとっている家族数は22で、養子の総数は46人。一家族あたり1～5人、平均2.54人を養取している。このうち、実子がなくて（不妊のため）養子をとっている家族は6、実子があっても養子

表4 家族構成と養子

家族番号	家族形態 (夫婦数)	実子	入養子	出養子
I-a	n. f. (1)	0	2	0
I-b	e. f. (3)	2	4	4
I-c	s. f. (2)	3	2	3
I-d	s. f. (2)	4	3	0
I-e	e. f. (1)	0	6	0
I-f	e. f. (3)	5	3	0
I-g	e. f. (1)	4	1	5
I-h	e. f. (2)	5	0	2
I-i	s. f. (1)	0	3	1
II-a	n. f. (1)	3	0	5
II-b	n. f. (1)	3	1	1
II-d	n. f. (1)	0	5	0
II-e	n. f. (1)	0	2	0
II-f	n. f. (1)	5	0	2
II-g	s. f. (1)	2	3	0
II-h	n. f. (1)	4	0	1
II-i	n. f. (1)	0	2	0
II-j	e. f. (2)	7	3	1
II-k	e. f. (2)	3	1	4
II-l	n. f. (1)	0	2	0
II-m	e. f. (1)	0	3	0
III-a	e. f. (2)	1	3	3
III-b	e. f. (3)	5	3	1
III-c	e. f. (3)	10	1	4
III-e	n. f. (1)	4	2	5
III-f	n. f. (1)	5	0	6
III-g	n. f. (1)	5	0	1
III-h	n. f. (1)	6	1	0
III-i	n. f. (1)	6	0	1
29		92	56	50

n. f. nuclear family s.f. stem family
e.f. extended family

をとっている家族は14ある。このことから、この島の養取の機能ないし目的が実子を欠く場合の代替手段ではないことが明らかである。また、5人以上の子供をもつ家族は17で、このうち養子に出している家族は15で、88%の高率にのぼる。逆に4人以下の子供をもつ家族は5で、このうち養子に出している家族は2で、40%ということになる。この統計的結果とこの島の養取が子供を対象としてなされるということから、養取慣行は子供の扶養負担の平均化という機能を果たしていると解釈できよう。この

統計上の結果は、島民が養取の要因としてあげた、大勢の子供をもった近親者を助けるという説明と符合する。

図2の事例でみたように、子供の誕生前および3歳に達するまでの間に、養親が実親に申し出て話をつけておく。離乳期までのあいだは、養親が食物をもって訪れ、養子の世話をする。離乳期のころに、子供の引き移りがなされるが、その際、養子縁組みを象徴するような儀礼は行なわれない。養親は、養取した旨を酋長に知らせ、酋長が集会の席で島民に報告することによって、社会的承認を受けたことになる。

4. 養親と養子の権利・義務関係

養子と養親の親族関係をみると図4のとおりである。56例中、血縁関係のないものあいだで養取が行なわれたのは、わずか2例にすぎず、不明の2例を加えた4例を除くと、52例はすべて血縁関係者のあいだでなされている。同じ ainang 成員間で養取が行なわれている例は24で、この場合、いずれも養子の ainang と養親(養母)のそれとが同じ。このうち、5例が図4のa)のように、子供の実母と養母が同母・異父の関係であり、3例が図4のb)のように、子供の実母の母すなわち母方の祖母の関係である。この8例はいずれも、同一 eurha 成員間での養取である。他の14例は、同一 ainang 成員間での養取例であるが、eurha を異にする。その関係は、図4のc), d)のとおりである。次に多い養取例は、afuakul の関係にあるものあいだで行なわれ、23例である。ここで、Ulul 島の親族関係および養取慣行において大きな機能を果たしている afuakul について述べることにする。この島においては、子供と父親の ainang との関係は、一定の権利と義務の行使を伴う特別なものとみなされている。afuakul は現地語で「(父の ainang の) あとつぎ」という意味である。その関係にある子供のうち、少なくとも一人(特に長子)は、父の ainang すなわち、父の姉

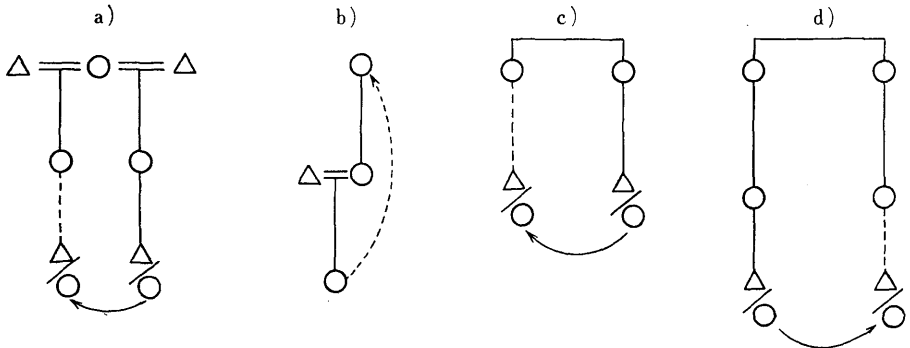


図4 養子と養親の親族関係

妹と一緒に生活しなければならないとされている。自分の lineage ないし家族のもとを離れ、父の lineage で暮らす子供のことも、島民は、muimui と呼んでいる。父の lineage と afuakul の関係にある子供すべてが muimui であるのではなく、父の姉妹のもとへ移り住み、寝食を共にする子供のみが muimui である。養取に出る年齢は子供が3歳になるまでとされており、実親が誰であるかを知っている場合が多い。

そして、afuakul 関係の養子は、養親が死ぬ際に、ヤシ林を譲渡してもらう権利を保持している。しかし、譲渡するかしないかの権限は養親がもっており、その判断の基準は養親に対する養子の言動によっている。たとえば、前述の図2のII-10の場合のように、たびたび実親のもとへ戻ったりすると、養親は養子の気持が養親の ainang にないと判定する。養親の期待にそわない養子の言動が重なり、養親の信用を失うと、相続がなされない場合がある。養子は小さいときからその行動を養親に関心をもってみられているが、この関係は、相続後も続く。養子が男性の場合、結婚後も定期的に養親の ainang へ顔を出し、食事を共にしなければ、気持がなくなったとみなされる。また、漁に出て魚を獲ったときには、一部を必ず養親の ainang へ持参しなければならないし、労働力が必要な場合は手伝いに行かなければならないとされている。そのような行為を怠ると、‘afuakul manumalo’（「アフアクルの気持が遠のいた」）といわれ、相続した財産を返却するように要求される。この afuakul による muimui の養親に対する関係は、養親の死後も、その ainang との間で持続され、養子にとって生涯続く性質のものである。

以上でみたように、子供が父の姉妹を養親とする養取慣行は、制度的に権利・義務が付与された親族関係を基盤に成り立っており、親族関係の紐帯を強化する機能を果たしていると解釈されよう。すなわち、この場合の養取は、母系社会（母方居住様式を伴う）における父方親族の果たす役割を機能的に強化しているのである。

その理由を島民は、ある ainang にいた男が、異なる ainang に行ったから、そのかわりに子供が父親の ainang へ来るのだと説明している。婚出した男性の位置を補うために、その子供が養子で入るといふこの説明は、Ulul 島の経済機構における伝統的な分配体系と関連させると明確になる。島で共同労働によって得た物（たとえば、追い込み漁やヤナ漁で捕獲した魚）は、島民の人数に応じて、頭割りで均等に分配される。それゆえ、男の分け前は、男の eurha へ配られるのであるが、結婚によって、それが妻の eurha へ届くことになる。男性が婚出した eurha では、分け前が一人分少なくなったので、その穴をうめるべく、彼の子供の一人を養子に迎え入れるのである。これは、島の伝統的な分配体系において、分配物の均等化をもたらす機能を果たして

いると見なせよう。

血縁関係がない養親と養子の2例は、養子の実親が他島へ行ったために行なわれたものである。

前にも触れたが、養取は養親と養子という個人と個人のあいだでなされるものである。養親が結婚している場合でも、どちらか一方が養子をとるのであり、夫婦を単位としてということはない。養取例56のうち、夫婦のうち一方と養取がなされているのが34例、独身者（未婚、既婚を問わず）と養取がなされているのは22例ある。後者の例のうち、1例は高等学校の生徒を養親にしている。

養取に際して、養子に男女いずれかを優先するという観念はなく、そのときの条件に左右される面が強いが、統計上では、その比率が、男：女、34：22となっている。養子の養親に対する義務は、図2のII-3の事例のように、養親から教育費をはじめ、養育費の面倒をみてもらった場合は、養親を助け、老後の世話をみることである。養親の老後の世話をするかしないかは、養親の養子に対する養育における責任の程度によって左右される面が強い。しかし、この程度の段階は、この島の養取関係が血縁者間で結ばれるため、親族関係者の行動様式であるのか養取関係によって生じるものなのか判定規準を明確にすることが困難である。afuakul 関係による養取で明確であったように、養親・養子の関係は、両者の関り方の結果によって、権利・義務が行使されるという傾向が強い。

5. ま と め

Ulul 社会の養取慣行を、家族、親族組織および共同分配体系と関連づけながら、具体的に考察してきた。最後に、養取慣行の特徴をまとめてみると次の点が指摘できる。

- (1) 養取慣行の手続き過程に、養取契約の成立を象徴するような儀礼が存在しない。
- (2) 養取は、ほとんど血縁関係があるもの（同一 ainang, afuakul）のあいだでなされ、親族員の子供の養育負担の軽減や労働力の確保などが要因となっている。
- (3) 養親は、実親にかわって子供の養育に関する責任を負い、それに対し子供は養親の老後の面倒をみるのが義務づけられている。
- (4) 養親と実親はすでに親族関係（同一 ainang, afuakul）にある場合がほとんどで、養取は新しい親族関係を生み出す性格のものではない。
- (5) 養子の地位は、日常の諸活動においては、実子と同等の権利を保有するが、相続・継承に関する権利に関しては、実子より劣位におかれる。

(6) 養取によって lineage の成員権の変更は生じないが、婚姻規制に関して養子は養親の lineage の規制も受ける。

(7) 養親と養子の関係は、養親の死亡によって解消されるが、afuakul に基づく場合は養子の生涯にわたる。また、両者の権利・義務の行使内容によって、その関係は規定される。

(8) 出自集団 (lineage) の分節によって、corporate group の規模が縮小化した結果、実子の代替手段として lineage 後継者の確保を目的とする養取が行なわれる傾向がある。

(9) 養取は、親族紐帯とくに父系親族との結合を強化する手段として機能している。

IV. むすびにかえて

ミクロネシアの8つの社会の養取慣行を、文献資料と筆者の調査資料の範囲内で考察してきた。養取の機能に関して、ミクロネシアの養取は、各社会に共通する側面と個別社会に独自の側面とがあり、多目的な機能をもっていることがうかがえた。それは、J. Goody がヨーロッパの養取の主要な機能としてあげた次の3点と比較すれば明らかになる [Goody 1969: 57]。

(1) 孤児、私生児、捨て子、崩壊家族の子供に家庭を与える。

(2) 子供のない夫婦に社会的子孫を与える。

(3) 個人または夫婦に財産相続人を与える。

筆者がこの比較研究を試みた意図は、多目的機能を有するミクロネシアの養取慣行を把握する場合に、どのような視点からアプローチするのが有効であるかを探ることにあつた。その一つの方法は、財産共有体としての corporate group へ養子がくみ込まれる際に、血縁および descent が如何に位置づけられ、処理されるかを検討することによって、個別社会において養取のもつ意味を求めることである。これは集団存続のために、財産相続人および後継者を確保する目的で養取が行なわれるヨーロッパ社会や東アジア社会における養取慣行の解明には、不可欠なやり方である。すなわち、養取を descent 論の枠組のなかに位置づける方法である。筆者は、この視点を念頭において、ミクロネシアの養取慣行を把握するために、比較研究のうえで7個の指標を設定した。しかし、それらの指標は、養取行為の完了時点が不明確で、養取関係の存続が養親の生存中に限定され、養取によって血縁が擬制化されたり、成員権の変更が生じないという性格の強いミクロネシアの養取慣行の比較に有効であったかという点、

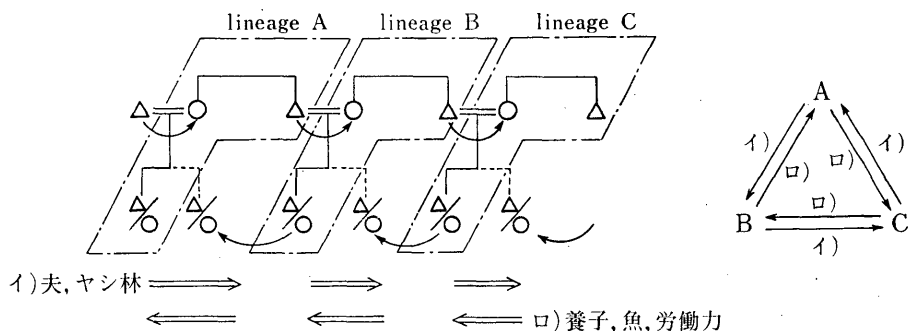


図5 afuakul 関係の養取

必ずしもそうはいえない。たとえば、それらの指標間の相関関係が明確にされなかった点をもみても明らかである。

前二章で考察したミクロネシア社会に共通する養取の機能は、親族員の子供の養育負担を軽減することと親族紐帯の再編、強化をはかるという点にあり、実子の代替手段として集団存続を目的とする側面は大きな位置を占めていない。この種の養取慣行の把握には、descent 論の立場とは異なる視点からのアプローチが必要だと思われる。筆者は、Ulul 社会の afuakul 関係に基づく養取の例が、それへの一つの緒口を与えてくれるように思われる。Ulul 社会では、既述したように、異なる出自集団間で、婚出した男の地位を補充する目的で養取がなされる。母系出自によって集団が構成され、妻(母)方居住方式をとる Ulul 社会で子供は父の出自集団(父の姉妹の lineage)に養取される。養取された子供が、父の lineage に労働力を提供し、魚などを贈与するのに対し、父の lineage からはヤシ林を分与される。これは、子供と父の姉妹との関係で、図5のように表わされる。この種の養取は、島民の説明にもあったように Ulul 社会の伝統的な分配体系を基盤に成り立つものであり、分配物などの均衡化をもたらす要因が強い。このように、養取が異なる集団間および個別社会において「富」の平均化を促す機能をはたしているとの解釈もできる。

筆者は、ミクロネシアの他の社会でこの種の養取の具体例を得ていないが、ミクロネシア社会に顕著である儀礼的交換体系²⁰⁾との関連で養取慣行の把握を続ける必要があると考える。

20) この問題に関しては、[牛島 1974: 33-37]、[BARNETT 1949: 59-61]を参照されたい。

謝 辞

本稿の執筆中に、筑波大学の牛島巖氏から貴重なコメントを頂戴し、また、草稿の段階で国立民族学博物館の宮本勝氏に御一読願ひ、適切な助言を受けたことを記して、感謝の意をあらわす。

文 献

- ALKIRE, William H.
1965 *Lamotrek Atoll and Inter-Island Socioeconomic Ties*. Illinois Studies in Anthropology No. 5, University of Illinois Press.
- BARNETT, Homer G.
1949 *Palauan Society*. University of Oregon Press.
1960 *Being a Palauan*. Holt, Rinehart and Winston.
- BASCOM, William R.
1965 *Ponape: A Pacific Economy in Transitions*. University of California Publications Anthropological Records Vol. 22, University of California Press.
- BEFE, H. and L. PLOTNICOV
1962 Types of Corporate Unilineal Descent Groups. *American Anthropologist* 64: 314-327.
- BRADY, Ivan (ed.)
1976 *Transaction in Kinship-Adoption and Fosterage in Oceania*. ASAO Monograph No. 4, The University Press of Hawaii.
- BURROWS Edwin G. and Melford E. SPIRO
1970 *An Atoll Culture—Ethnography of Ifaluk in the Central Carolines*. Behavior Science Monographs, Greenwood Press.
- CARROLL, V. (ed.)
1970 *Adoption in Eastern Oceania*. ASAO Monograph No. 1, University of Hawaii Press.
- CARROLL, V.
1970a Introduction: What does 'adoption' mean?. In V. Carroll (ed.), *Adoption in Eastern Oceania*, ASAO Monograph No. 1, University of Hawaii Press, pp. 3-14.
1970b Adoption on Nukuoro. In V. Carroll (ed.), *Adoption in Eastern Oceania*, ASAO Monograph No. 1, University of Hawaii Press, pp. 121-157.
- DE YOUNG, John E.
1958 *Land Tenure Patterns in the Trust Territory of the Pacific Islands*. Office of the High Commissioner of the Trust Territory of the Pacific Islands.
- EMORY, Kenneth P.
1965 *Kapingamarangi—Social and Religious Life of Polynesian Atoll*. Bernice P. Bishop Museum Bulletin 228, Bishop Museum Press.
- FISCHER, A.
1963 Reproduction in Truk. *Ethnology* 2: 526-540.
- FISCHER, John L.
1958a Contemporary Ponapean Land Tenure. In J. de Young (ed.), *Trust Territory Land Tenure Handbook*, pp. 77-160.
1958b Native Land Tenure in the Truk District. In J. de Young (ed.), *Trust Territory Land Tenure Handbook*, Office of the High Commissioner of the Trust Territory of the Pacific Island, pp. 161-215.
1970 Adoption on Ponape. In V. Carroll (ed.), *Adoption in Eastern Oceania*, ASAO Monograph No. 1, University of Hawaii Press, pp. 292-313.

- FISCHER, John L. and A. FISCHER
 1957 *The Eastern Carolines*. H.R.A.F. Press.
- FORCE, Roland W. and M. FORCE
 1972 *Just One House—A Description and Analysis of Kinship in the Palau Islands*. Bernice P. Bishop Museum Bulletin 235, Bishop Museum Press.
- FORDE, D.
 1963 Unilineal fact or Fiction: An Analysis of the Composition of Kingroups among the Yakö. In I. Shaperd (ed.), *Studies in Kinship and Marriage Dedicated to Brenda Z. Seligman on Her 80th Birthday*, Royal Anthropological Institute of Great Britain & Ireland, Occasional Paper No. 16, Royal Anthropological Institute, pp. 38-57.
- FORTES, M.
 1953 The Structure of Unilineal Descent Groups. *American Anthropologist* 55: 17-51.
- GLADWIN, T. and Seymour B. SARASON
 1953 *Truk: Man in Paradise*. Viking Fund Publications in Anthropology No. 23, Wenner-Gren Foundation for Anthropological Research, Inc.
- GOODENOUGH, Ruth G.
 1970 Adoption on Romonum, Truk. In V. Carroll (ed.), *Adoption in Eastern Oceania*, ASAO Monograph No. 1, University of Hawaii Press, pp. 314-340.
- GOODENOUGH, Ward H.
 1951 *Property, Kin and Community on Truk*. Yale University Publications in Anthropology No. 46, Department of Anthropology, Yale University.
 1968 *Description and Comparison in Cultural Anthropology*. Aldine Publishing Company.
 1970 Epilogue: Transactions in Parenthood. In V. Carroll (ed.), *Adoption in Eastern Oceania* ASAO Monograph No. 1, University of Hawaii Press, pp. 391-410.
- GOODY, J.
 1968 Kinship: Descent Groups. In D. Shils (ed.), *International Encyclopedia of the social Sciences*, The Macmillan Company & The Free Press, pp. 401-408.
 1969 Adoption in Cross-Cultural Perspective. *Comparative Studies in Society and History* II: 55-78.
- 今西錦司 (編)
 1944 『ボナベ島——生態学的研究——』 彰光書院。
- 石川栄吉
 1965 「Fatuiva 島(マルケサス群島, フランス領ポリネシア)の里子慣行」 『民族学研究』 29(4):321-334。
- KAY, P.
 1963 Tahitian Fosterage and the Form of Ethnographic Models. *American Anthropologist* 65: 1027-1044.
- KEESING, Roger M.
 1967 Statistical Models and Decision-Models of Social Structure. *Ethnology* 6: 1-16.
 1970 Kwaio Fosterage. *American Anthropologist* 72: 991-1019.
- LAMBERT, B.
 1964 Fosterage in the Northern Gilbert Islands. *Ethnology* 3: 232-258.
- LIEBER, Michael D.
 1970 Adoption on Kapingamarangi. In V. Carroll (ed.), *Adoption in Eastern Oceania*, ASAO Monograph No. 1, University of Hawaii Press, pp. 158-205.
 1974 Land Tenure on Kapingamarangi. In H. Lundsgaarde (ed.), *Land Tenure in Oceania*, ASAO Monograph No. 2, The University Press of Hawaii, pp. 70-99.
- LINGENFELTER, Sherwood, G.
 1975 *Yap: Political Leadership and Culture Change in an Island Society*. The University Press of Hawaii.

須藤 ミクロネシアの養取行慣

LOWIE, Robert

1930 Adoption, Primitive. In K. A. Seligman (ed.), *Encyclopaedia of the Social Science*, The Macmillan Company, pp. 459-460.

LUNDSGAARDE, Henry P.

1974 *Land Tenure in Oceania*. ASAO Monograph No. 2, The University Press of Hawaii.

MASON, L.

1954 *Relocation of the Bikini Marshallese—A Study in Group Migration*. Ph.D. Dissertation, Yale University (unpublished).

1968a The Ethnology of Micronesia. In A. P. Vayda (ed.), *Peoples and Cultures of the Pacific*, The National History Press, pp. 275-298.

1968b Suprafamilial Authority and Economic Process in Micronesia. In A. P. Vayda (ed.), *Peoples and Cultures of the Pacific*, The National History Press, pp. 299-329.

松園万亀雄

1972 「養取の比較研究——グディ論文をめぐる覚書——」『天理大学おやさと研究所研究報告』2:22-23。

MONBERG, T.

1970 Determinants of Choice in Adoption and Fosterage on Bellona Island. *Ethnology* 9: 99-136.

MURDOCK, George P.

1948 Anthropology in Micronesia. *Transactions of the New York Academy of Sciences*, 2nd Ser. 11: 9-16.

POLLOCK, Nancy J.

1974 Landholding on Namu Atoll, Marshall Islands. In Henry P. Lundsgaarde (ed.), *Land Tenure in Oceania*, ASAO Monograph No. 2, The University Press of Hawaii, pp. 100-129.

SCHNEIDER, David M.

1957 Political Organization, Supernatural Sanctions and the Punishment for Incest on Yap. *American Anthropologist* 59: 791-800.

1962 Double Descent of Yap. *Journal of Polynesian Society* 71: 1-24.

SPOEHR, A.

1949 Majuro: A Village in the Marshall Islands. *Fieldiana: Anthropology* Vol. 39, Chicago Natural History Museum.

須藤健一

1976 「ミクロネシア—離島の社会生活ノート——トラック・ウルル島の調査資料より——」『社会人類学年報』2: 202-220。

牛島 巖

1974 「ミクロネシア・ヤップ島民族学的調査予備報告——ファニフ管区ラン村の事例を中心に——」『南山大学人類学紀要』3:1-40。

WEBER, Max

1947 *The Theory of Social and Economic Organization*. Glencoe, Free Press.

WECKLER, Joseph E.

1953 Adoption on Mokil. *American Anthropologist* 55: 555-568.